

歩行者優先の 道路づくり

江別の顔づくり事業では、主に野幌駅周辺の幹線道路について歩道のバリアフリー化を推進し、だれもが利用しやすい道路整備を進めています。

また、同路線の一部については、電柱をなくし、電線類を地中に収容する「電線共同溝」の整備も併せて進めることで安全で快適な歩行空間を確保し、快適で美しいまちづくりを推進していきます。

【詳細】 都心整備課 ☎ 381・1082

無電柱化（電線類の
地中化）の効果



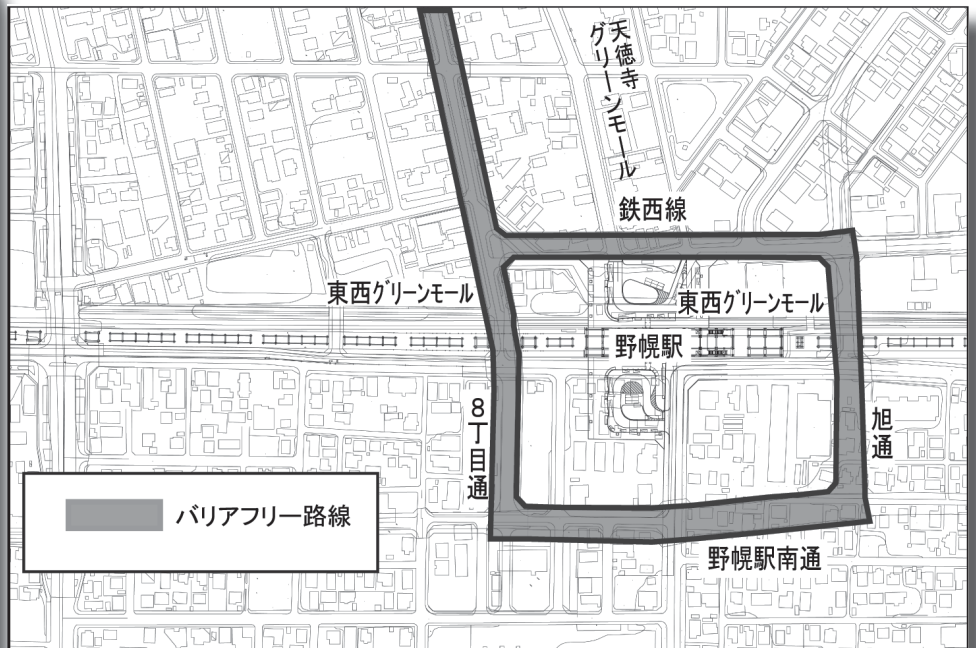
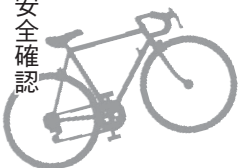
- 安全で快適な歩行空間の確保／電柱がなくなることで歩道が広がり、ベビーカーや車椅子の方にも安全に道路を利用していただけます。
- 都市災害の防止／災害時に電柱が倒れる危険がなくなり、救援活動や緊急車両の通行を円滑にします。
- 都市景観の向上／電柱・電線類が無くなり、美しい街並みが形成されます。
- 情報通信ネットワークの信頼性向上／地震などの災害が起きたときに、情報通信回線の被害を軽減できます。



自転車も車両です！

「自転車安全利用五則」を守りましょう

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、一人乗り、並進は禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
- ⑤ 交差点では信号を守り、一時停止・安全確認
- ⑥ 子どもはヘルメットを着用



市民税均等割額の引き上げなど 江別市税条例等の 一部の改正を行いました

●個人住民税

○退職所得に係る10%税額控除の廃止

退職所得に係る税額について、税率適用後の所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止します（平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当などから適用）。

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、個人市民税均等割額を現行の3千円から500円引き上げて3千500円とします（平成26年度から平成35年度まで適用）。

※個人道民税も同様に500円の引き上げとなります。

○年金所得者の申告手続きの簡略化



就業構造基本調査を実施します

10月1日を基準日として「平成24年就業構造基本調査」を実施します。

この調査は、統計法に基づいた基幹統計調査として、国が5年ごとに実施する重要な調査です。8月下旬から9月にかけて調査、作成した名簿の中から、さらに調査対象世帯を選定して、9月下旬に調査世帯へ調査票をお届けし、10月1日以降回収に伺います。

調査のため訪問する調査員は、「調査員証」を携行しており、調査内容は統計法によって厳重に保護されます。

統計を作成、分析する目的以外に調査票を使用することはありませんので、調査への回答をお願いします。

【調査内容についてのお問い合わせ先】

コールセンター ☎ 0570 - 010124（受付時間 8時～21時）

※市内通話料金でご利用いただけます。

【調査員に関しての連絡先】

企画課統計担当 ☎ 381 - 1402



2 詳細 市民税課 ☎ 381 - 1011

公的年金等以外の所得を有しない方が寡婦（寡夫）控除の適用を受ける場合、年金支払者へ届け出れば申告書の提出は不要となります（平成26年度分から適用）。

○東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例

東日本大震災で居宅が無くなった場合でも引き続き住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができます。

また、東日本大震災で住宅を無くした方が住宅の再取得などの際に、所得税における控除の特例適用対象となった場合には、個人住民税でも住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができます。

○東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長

東日本大震災により居住用家屋を無くしたか損壊した場合、その家屋の敷地であった土地などを譲渡した場合の課税の特例に係る譲渡期限について、現行の3年から7年へと延長します。

なお、詳しい内容は市ホームページに掲載しています。

消費相談 Q&A

解約に応じない冠婚葬祭互助会

Q 冠婚葬祭互助会に加入しているが、事情ができたので解約を地元営業所の担当者に申し出た。担当者から家に訪問し面談したいと言ってきたが、会いたくないので断り、営業所にあらためて電話で解約を申し出た。すると面談してから解約の手続きを行うことになっているので訪問したい旨の手紙がきた。

解約手続きをしてもらうにはどうしたら良いか？

A 冠婚葬祭互助会は、割賦販売法に基づき運営される会員制の会社です。

葬儀や婚礼などでサービスが必要になった時のために月々一定の掛金を積立し、サービスを受けるときは契約した内容で受けることとなります。掛金は貯金とは違うため利子は付かず、解約の際には解約手数料がかかります。

業界団体がガイドラインとして作成している現行の「モ

デル約款」では、加入者の申し出により解約することができます。解約返戻金は申し出の日から（申し出とは解約書類の提出があった日）原則として45日以内に加入者本人の口座に振り込むことになっています。

今回の相談のように、解約に絡む苦情が消費生活相談室に多く寄せられています。解約の申し出は営業所に連絡するのではなく、冠婚葬祭互助会の契約証書などに記載されているお客様相談窓口



に解約を申し出るよう相談者に助言しました。

契約する際には必ず約款を確認し、わからない点は事業者に説明を求めましょう。

●消費生活相談窓口 ☎ 381-1026（月～木曜日 9:30～16:30・金曜日 10:00～16:00）

●市役所大麻出張所相談窓口 ☎ 382-4855（金曜日 10:00～16:00）